

# 鳥取県営鳥取空港特定運営事業等モニタリング実施要領

## 1 趣旨

この要領は、県が、事業期間中、運営権者と平成30年4月20日付けで締結した鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）及び令和5年3月16日付けで締結した鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約の延長等に関する合意書（以下「延長等合意書」）に基づき、PFI法、民活空港運営法、航空法、空港法、空港条例等その他の適用法令等並びに要求水準を満たす方法によって、鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）を実施しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するため、実施契約第42条又は延長等合意書第42条（※）、要求水準書第2章第2節（4）イ及び鳥取県営鳥取空港特定運営事業等モニタリング計画書（以下「モニタリング計画書」という。）に基づき実施するモニタリング（以下「モニタリング」という。）に関し、モニタリング計画書第3章に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

※延長等合意書第42条によって、令和6年3月31日までは実施契約第42条が適用され、以降は延長等合意書第42条が適用される。

## 2 定義

実施契約、延長等合意書、要求水準書及びモニタリング計画書において定義されている用語は、この要領に別途定める場合を除き、この要領においても同じ意味を有するものとする。

## 3 モニタリングの考え方

モニタリングは、運営権者が本事業の実施にあたり、実施契約及び延長等合意書に基づき、適切かつ確実に行われているかどうか、要求水準書の内容を達成しているか、本事業の収支状況など事業継続性の阻害要因はないかなどを確認し、経営状況の変化と対処すべき課題を明確にして継続的な業務改善につなげることによって、安全・安心を第一に確保し、鳥取県営鳥取空港の利用者が安心して利用できる環境を提供することで、空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点とした賑わいの創出の実現を図るという観点から実施する。

## 4 モニタリングの実施

- (1) モニタリングは、交通政策課の職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。
- (2) モニタリングは、検査員2人以上で実施するものとする。
- (3) モニタリングは、モニタリングチェックリスト（様式第1号）に掲げる項目について実施するものとする。

## 5 モニタリングへの立会い

モニタリングには、原則として本事業や運営権者の財務状況に係る具体的な内容について説明できる運営権者の職員を立ち合わせるものとする。

## 6 モニタリング後の手続き

- (1) 県は、モニタリング実施後、速やかにモニタリング計画書別紙3「モニタリング実施結果」を作成し、運営権者に意見・指摘事項に齟齬がないか確認するものとする。
- (2) 前項のモニタリング実施結果について、運営権者に通知をした上で、交通政策課のホームページにて公開するものとする。

## 附則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

この要領は、令和4年9月12日から施行する。

この要領は、令和5年10月11日から施行する。